　　　　　　　　　　　　　　【参考資料１　短期入所療養介護】

※　この運営規程の例は、あくまでイメージであり、各項目の記載の方法・内容については、事業所の実情に応じて作成してください。(短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護と共用で使用可)

|  |  |
| --- | --- |
| 運　営　規　程　の　例 | 作成に当たっての留意事項等 |
| △△△病院（診療所）指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業運営規程  （事業の目的）  第１条　＊＊＊が設置する△△△病院（診療所）（以下「事業所」という。）において実施する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供することを目的とする。  　（運営の方針）  第２条　指定短期入所療養介護の提供においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養介護の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。  　　指定介護予防短期入所療養介護の提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の介護予防及び療養生活の質の向上及び心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。  ２　事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。  ３　事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、療養を妥当適切に行うものとする。  ４　事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。  ５　指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。  ６　前項の身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。  ７　指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用後においても、利用前と同様のサービスの受けられるよう、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。  ８　前７項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年寝屋川市条例第55号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。  （事業所の名称等）  第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。  ⑴　名　称　医療法人＊＊＊△△△病院（診療所）  ⑵　所在地　大阪府寝屋川市○○町一丁目○番○号○○ビル○階  （従業者の職種、員数及び職務の内容）  第４条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。  ⑴　医師　　○名  　　　医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。  ⑵　薬剤師　○名  　　　薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、事業所で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対して服薬指導を行う。  ⑶　看護職員  　　　看護師　　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　准看護師　　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　看護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護及び介護を提供する。  ⑷　介護職員　　〇名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　介護職員は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、看護の補助及び介護を提供する。  ⑸　栄養士　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。  ⑹　理学療法士　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　理学療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。  ⑺　作業療法士　○名（常勤　○名、非常勤　○名）  　　　作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。  ⑻　事務職員　○名（常勤又は非常勤　○名）  　　　必要な事務を行う。  （指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の利用定員）  第５条　事業所の利用定員は、１日〇〇人とする。  ２　居室数は、○○室とする。  （指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容）  第６条　指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容は、次のとおりとする。  ⑴　医療及び看護  ⑵　医学的管理下における介護（入浴、排泄、オムツの取替え、着替え等の介助、その他日常生活のお世話）  ⑶　食事の提供  ⑷　栄養管理  ⑸　機能訓練  ⑹　相談及び援助  ⑺　送迎  （利用料等）  第７条　指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年２月10日厚生省告示第19号）によるものとする。  ２　指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、**利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額**の支払いを受けるものとする。  なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年３月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。  ３　次条に定める通常の送迎の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の送迎を行った場合は、片道○○円とする。  ４　食事の提供に要する費用については、次の金額を徴収する。  朝食　○○円　　昼食　○○円　　夕食　○○円  ５　滞在に要する費用については、次の金額を徴収する。  従来型個室　○，○○○円／日  多床室　　　○，○○○円／日  ６　理美容代　　○，○○○円  ７　その他、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。  ８　第４項及び第５項の費用について、介護保険法施行規則第83条の６〔第97の４〕の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と第４項及び第５項に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。なお、第５項について、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（厚生省告示第21号）により従来型個室の入所者が多床室に係る当該費用の額を算定する者にあっては、多床室の費用の額の支払いを受ける。  ９　前８項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又その家族に対して利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。  10　指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。  11　費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。  12　法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又は家族に対して交付する。  （通常の事業の実施地域）  第８条　通常の送迎の実施地域は、寝屋川市、○○市の区域とする。  （衛生管理等）  第９条　事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕を提供する施設、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。  ２　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。  　⑴　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。  　⑵　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。  　⑶　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。  （施設利用に当たっての留意事項）  第10条　居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。  （緊急時等における対応方法）  第11条　事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずる。  ２　事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。  ３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。  ４　事業所は、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。  （非常災害対策）  第12条　事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年○回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。  （苦情処理）  第13条　事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。  ２　事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  ３　事業所は、提供した指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。  （個人情報の保護）  第14条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。  ２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。  （虐待防止に関する事項）  第15条　事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の発生及びその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。  　⑴　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。  　⑵　虐待防止のための指針の整備  　⑶　虐待を防止するための定期的な研修の実施  　⑷　前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  ２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。  （業務継続計画の策定等）  第16条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。  ３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。  （身体的拘束等の適正化）  第17条　事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。  　⑴　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  　⑵　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　⑶　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。  （地域との連携）  第18条　事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との連携に努める。  （その他運営に関する留意事項）  第19条　事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  ⑴　採用時研修　採用後○か月以内  ⑵　継続研修　　年○回  ２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。  ４　事業所は、適切な指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ５　事業所は、指定短期入所療養介護〔指定介護予防短期入所療養介護〕に関する記録を整備し、その完結の日から最低５年間は保存するものとする。  ６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は＊＊＊と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  附　則  この規程は、令和○年○月○日から施行する。 | ・「△△△」は、病院又は診療所の名称を記載してください。  ・法人以外の者が開設する場合は、「＊＊＊が設置する」を省略してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名（法人名）を記載してください。  ・平成30年寝屋川市条例第55号等を参照の上、事業運営の基本方針を記載してください。  ・所在地は、丁目、番、号、ビル名を正確に記載してください。  ・事業所に配置している職種のみを記載してください。  ・常勤と非常勤に分類して記載してください。  ・員数については、「〇名以上」と記載することもできます。  ・事務職員は、配置する場合のみ記載してください。  ・送迎の有無も含めたサービスの内容を記入してください。  ・送迎費を徴収する場合は、実費の範囲で設定してください。  ・送迎費を徴収しない場合は「送迎費は、徴収しない。」と記載してください。  ・消費税の課税又は非課税の別を税務署に確認の上、課税であれば総額表示を行ってください。  ・特別な食事の提供に伴う費用や、特別な居室の提供に伴う費用を設定する場合は、別途記載してください。  ・原則として、市区町村単位で設定してください。  ・市区町村内で詳細に分ける場合は、町名等で客観的に区域が特定できるよう定めてください。  ・施設の利用に当たって、利用者側が留意する事項（入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項）について記載してください。  ・事業所で定めた緊急時等の対応方法について記載してください。  ・所管消防署に確認のうえ、定期的に行わなければならない非常災害訓練等の回数を記載してください。  ・「＊＊＊」は、開設者名(法人名)  を記載して下さい。 |